

伊達市商店街等賑わい創出イベント推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商店街等の活性化、賑わいの創出を図るために、当該商店街等の情報、魅力を発信し、人を呼び込むための集客イベント等を実施する団体等に対し、補助金を交付することについて、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街等」とは、小売店、飲食店、サービス業等を営む複数の商店が近接して集まっている地区又は通りをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市に住民登録がある者又は、市内に主たる事業所を有する法人により構成される組合又は団体とする。

(対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、商店街等の活性化、賑わいの創出を図るための集客イベント等で、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地元産品等の販売促進を伴う事業
- (2) 商店街等との連携が図られている事業
- (3) 市外からの誘客が見込める事業
- (4) 様々な業種との連携が図られている事業
- (5) 地域の活性化が図られると認められる事業

2 対象事業を行うに当たっては、事業に対する参加者等の意見、感想等をアンケート等により聴取し、当該内容を第8条に規定する実績報告に併せて報告するものとする。

(対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度として、予算の範囲内の額とする。

2 補助金の交付の申請は、年度内に1回限りとする。

(交付申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金等の交付の申請を行う場合における同条

第1号の書類は事業計画書（様式第1号）とし、同条第2号の書類は収支予算書（様式第2号）とし、同条第3号の市長が必要と認める書類は次に掲げる書類とする。

（1）対象者の組織に係る定款、その他これに準ずる書類

（2）対象者の組織を構成する役員等名簿

（実績報告）

第8条 規則第15条の規定による補助事業等の実績報告を行う場合における同条第1号の書類は収支決算書（様式第3号）によるものとし、同条第2号の市長が必要と認める書類は次に掲げる書類とする。

（1）事業実績書（様式第4号）

（2）対象経費の支払を確認できる領収書等の写し

（3）対象事業の実施を確認できるもの

（書類の保管）

第9条 交付決定者等は、対象事業に関する収支状況等を明らかにした会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

対象経費	内容	備考
出演者等に関する費用	（1）出演者等に対する謝金 （2）出演者等に対する旅費 （3）出演者等に対する宿泊費	総事業費の20%未満
イベント会場に関する費用	（1）イベント会場の借上費 （2）イベント会場の設営費	
広告宣伝に関する費用	イベントのチラシ及びポスターの作成に要する経費	
機材等の賃借に関する費用	イベントで使用する機材のレンタルに要する経費	
消耗品費	イベント実施当日に使用する消耗品に要する費用	他の事業等との区分が明確にできるものに限る。

委託に関する費用	(1) イベントの運営に要する経費 (2) イベントの警備に要する経費	総事業費の50%未満
光熱水費	イベント実施当日に使用する、水道、電気、ガス及び燃料等の経費	他の事業等との区分が明確にできるものに限る。
雑費	保険料、手数料等に要する経費	
その他の経費	上記以外の経費で、事業の実施に当たり必要な経費と市長が認めるもの	

様式第1号（第7条関係）

(別紙のとおり)

様式第2号（第7条関係）

(別紙のとおり)

様式第3号（第8条関係）

(別紙のとおり)

様式第4号（第8条関係）

(別紙のとおり)
